

- 登録製造時等検査機関については、労働安全衛生法で定める厚生労働大臣の立入監査等により、**適正な業務実施を担保**しているところである。

▶ 適正な業務実施を担保するための規定

① **登録機関の登録要件**

法令に定める機械器具その他の設備を用いて検査を行うこと
法令に定める条件に適合する検査員が一定数以上であること 等

② **登録機関の実施義務**

検査の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、検査を行わなければならないこと
法令に定める条件に適合する検査員に検査を実施させなければならないこと 等

③ **厚生労働大臣の権限**

登録機関への立入監査、適合命令、改善命令、登録の取消し又は業務の一時停止 等

- 製造時等検査の民間移管の後、ボイラー等の登録製造時等検査機関について、**検査の方法が不適切であること等を理由として処分に至った例はない。**

- また、現在はボイラー等の製造時等検査の**8割以上を民間移管**しているが、国が製造時等検査を行ったボイラー等、民間機関が製造時等検査を行ったボイラー等のいずれについても、**構造上の欠陥を原因とする事故は発生していない。**

- こうしたことから、登録製造時等検査機関が行う検査については、国が行う検査と比較して、**適格性は同一**であるといえる。